

第7次大阪府栽培漁業基本計画(素案)の概要

栽培漁業 基本計画 とは

- ・栽培漁業基本計画とは、栽培漁業を計画的かつ効率的に推進するための指針として、沿岸漁場整備開発法に基づき都道府県が策定する計画です。
- ・種苗の生産や放流、育成に関する指針を定めており、対象とする種の数量や大きさ、技術開発に関する目標や課題等を示しています。
- ・計画は概ね5年ごとに見直しを行い、第7次計画は平成27年度から平成33年度までの7年間の計画期間となります。

【計画の主な内容(抜粋)】

前文 大阪府の栽培漁業が目指すもの

大阪湾における水産資源の回復・維持と漁業生産の向上

1. 水産動物の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

- 【生産】良質な種苗の大量生産と疾病防止及び遺伝的多様性への配慮に努める。
- 【放流】放流種苗の生残の向上、漁業者への成果の普及、遊漁者理解に努める。
- 【管理】種苗放流と合わせて、資源管理を天然資源を含め一体的に推進する。

2. 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類および数量の目標

【平成33年度の放流目標】

魚種名	放流数量	放流時の大きさ
ヒラメ 	100 千尾	全長 80mm
マコガレイ 	100 千尾	全長 80mm
キジハタ 	100 千尾	全長 100mm
アカガイ 	100 千個	殻長 30mm

3. 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項

【平成33年度までに基礎的な技術開発が必要な対象種】

トラフグ



【平成33年度までに解決すべき技術開発上の問題点】

- ヒラメ : 生産経費の削減(効率化等)、疾病防除(細菌性疾病等)
- キジハタ : 安定生産技術の確立、形態異常の防除等

4. 水産動物の放流後の育成、分布及び採捕に係る調査に関する事項

- ・放流後の状況を把握するために必要な調査は、水産技術センター等栽培漁業に関係する機関と連携して行う。
- ・広域回遊魚種は、関係府県共同モニタリング体制の確立に努める。

5. その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項

- ・大阪府栽培漁業推進協議会の開催により合意形成を図る。
- ・漁業者や遊漁者に対し積極的な啓発を行う。
- ・関係都道府県との連携・分業により共同種苗生産体制の構築に努める。